

令和 7 年 4 月行政組織改正について

行政組織改正については、社会経済情勢の変化や行政課題に適時・適切に対応するとともに、市民にとっての利便性やわかりやすさ、業務の実施における連携や効率性の確保に留意して実施することとしている。

先般全庁的に実施した、現状の組織や事務分掌のほか、今後新規に発生する事務の課題やあり方などについての調査結果を踏まえ、以下のとおり行政組織改正を行う。

1. 概要

- ・病院総務課人事係は、働き方改革の推進、ハラスメント対応の増大、障がい者雇用の推進といった新たな業務が加わり、業務量が過大になりつつある。そこで、業務の効率化を図るため、人事係の業務を人事と給与厚生に分け、給与厚生係を新設し、病院事業職員の給与及び福利厚生に関する事務を所管する。
- ・教育総務課では、令和 7 年度に最大 3 地区（篠岡、北里、巾下）で地域別の学校再編計画策定の事務を進める。学校再編は地域にも大きな影響を与えることであり、学校再編をより着実に進めるため、教育総務課に「学校再編推進係」を新設し、学校の再編に関する事務を所管する。
- ・学校教育 ICT 推進室は、令和 2 年 7 月に学校教育における ICT を活用した学習環境を早急に整えるための推進体制を構築するため設置したが、学校現場において ICT の整備から活用の段階となり、効果的な活用方法について学校現場と調整を図り事業を進めるため、学校教育課に ICT 教育推進係を新設し、学校における ICT の整備及び利活用に関する事務を所管する。あわせて学校教育 ICT 推進室を廃止する。
- ・その他、所掌事務の整理を行う。

2. 組織の増減

1 課減 2 係増の 1 4 部 6 7 課 3 市民センター（支所） 1 5 3 係となる。